

議案第1号野田市手数料条例等の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

今年5月12日衆議院本会議においてデジタル改革関連法案が可決成立しました。この法案は63本の法案を一つに束ね、衆議院で27時間余り、参議院でも25時間という短い時間で、あまりにも拙速でしかも28項目もの付帯決議がついたほどです。

個人情報保護の在り方など問題性は明らかで、特に今回の条例に係る2条、3条で、自治体の個人情報保護条例の一部を改正する点です。

この法律は、日本のデジタル行政の遅れを強調し、また、利便性の向上のために「政府と自治体の個人情報保護システムの統一」がうたわれています。

自治体が個人情報を匿名加工した上で民間にも提供されることがもくろまれています。この議案の2条にある「総務大臣を内閣総理大臣に改める」は強力な権力を有する首相と内閣情報調査室により、全国の個人情報が際限なく収集され保有、活用されます。にもかかわらず、個人情報保護委員会の機能は弱く、集約された個人情報がマイナンバーにひもづけされることで、世界では分散化することでセキュリティーを高めようとしている傾向に逆行するものです。以上を申し上げ、権力が集中し監視社会を生み出しかねない法律による条例の改正に反対といたします。